

## 技能試験要求基準

JCLAマネジメントシステム文書

JCLA PR-17

1999年 1月25日 制 定

2008年10月15日 改訂第3版



この文書はJCLAが作成したものです、許可無く転載及び引用を禁じます。

日本化学試験所認定機構（JCLA）

〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1

住友六甲ビル7F （社）日本化学工業協会内

TEL：03-3297-2598

FAX：03-3297-2612

URL：<http://www.jcla.org/>

## 技能試験要求基準

### 1. 適用範囲

本基準は、JIS Q 17011 及び JCLA 品質マニュアルに基づき、日本化学試験所認定機構（略称 JCLA）が申請試験所若しくは認定試験所の技術的能力を評価するために審査で利用する技能試験の取扱いに関する基準である。

### 2. 参照文書

この基準は以下の文書の該当部分に準拠する。

- a) JIS Q 17011:2005 (ISO/IEC 17011:2004)
- b) JIS Q 0043-1,-2:1998 (ISO/IEC GUIDE 43-1,-2:1997) 「試験所間比較による技能試験 第 1 部：技能試験スキームの開発及び運営、第 2 部：試験所認定機関による技能試験スキームの選定及び利用」
- c) JCLA マネジメントシステム文書 JCLA QM-01 「品質マニュアル」

### 3. 定義

この基準では JIS Q 17011 及び JIS Q 0043 で用いられている定義の他、以下の定義をする。

- a) 申請試験所：試験所認定審査を申請した試験所。
- b) 認定試験所：JCLA で認定された試験所。
- c) 試験所認定センター：JCLA に設置された、認定審査業務を行う部門。

### 4. 試験所への技能試験の紹介

JCLA として推奨できる技能試験の名称、分野及び連絡先等の情報を PR-24 (2) 「テクニカルノート (2) 技能試験」に記載し、これを公表する。

#### 4.1 公表する技能試験の選定基準

- a) 可能な限り JIS Q 0043-1 に示す指針に適合した適切なシステムで管理された技能試験。
- b) JCLA が行う認定分野に関係する。
- c) 技能試験結果が報告書等の客観的証拠によって確認できる。
- d) スキームの実施頻度が適切である。
- e) 料金が適切である。
- f) 実施時期、場所、試料の安定性への配慮及び配送の手配等の実務体制が、参加する試験所に対し適切であること。

#### 4.2 JCLA が公表する技能試験の例

JCLA が公表する技能試験は JCLA PR-24 (2) 「テクニカルノート (2) 技能試験」(JCLA マネジメントシステム文書) に記載し、申請試験所及び認定試験所に対し

参加することを推奨する。

## 5. 公表する技能試験の選定手順

- a) 試験所認定センター長は技能試験の実施機関よりプログラムその他必要情報を入手し、公表する技能試験候補を幹事会に報告する。
- b) 幹事会は公表する技能試験として適切か技術委員会に検討を依頼する。
- c) 技術委員会は、これらの情報及び4.項の基準をもとに、また必要なら関連分野の団体等の意見を聴取して、公表に対する技術委員会としての意見を纏め幹事会に報告する。
- d) 幹事会が公表の可否を決定する。JCLA として公表することが決定された技能試験の名称、分野及び連絡先等の情報を PR-24 (2)「テクニカルノート (2) 技能試験」に記載し、これを公表する。  
「テクニカルノート (2) 技能試験」の記載については、PR-05「文書管理規則」に従って行う。

## 6. 技能試験への参加

JCLA 試験所認定センターは、JCLA で推奨できる技能試験について、PR-24 (2)「テクニカルノート (2) 技能試験」で公表していることを関係する申請試験所及び認定試験所に対して連絡し、当該技能試験に参加することを要求又は推奨する。

認定対象の試験方法及び試験対象分野に合致する技能試験がある場合には、申請試験所に対して当該技能試験に参加する事を要求する。但し、技能試験の結果が審査に間に合わない場合は、その対応する技能試験結果を JCLA 試験所認定センターに報告することを条件に審査を進めることとする。

また、認定対象の試験方法及び認定対象分野に関連する技能試験がある場合には(備考参照)、関係する申請試験所に対して、認定審査前に当該技能試験に参加することを推奨する。

APLAC 技能試験等、スポットで JCLA 試験所認定センターより要求又は紹介する技能試験がある場合には、JCLA より申請試験所に対して参加希望を募り、原則として先着順で受付ける。

なおいずれの場合も、技能試験プロバイダーの能力等により、技能試験に参加できない場合を除く。

また、JCLA 試験所認定センターから要求又は紹介する技能試験以外でも、申請試験所による自発的な技能試験への参加への取組みを推奨する。

(備考)

認定対象の試験方法及び認定対象分野に関連する技能試験とは、例えば水試料中の金属成分分析(鉛、全クロム、マンガン、銅)の技能試験において、申請試験所の認定対象試験項目が、排水中の水銀、カドミウムではあるが、認定対象の試験方法が当該技能試験に含まれるようなケースを言う。

## 7. 技能試験結果の審査での取扱い

### 7.1 技能試験結果の審査での取扱いの方針

「テクニカルノート（2）技能試験」に記載した技能試験を含め、試験所が参加した技能試験は全てその結果をチェックリストによって報告させ、外部精度管理としての有効性評価を行う。有効性評価の結果、例えば試験技術の信頼性に疑義が生じる結果に対応していない場合、あるいは技能試験対応の特定の個人による報告で試験所の実態を表さない場合など、外部精度管理の目的が果たされていない時は不適合とし、是正処置を求める。

また、外部精度管理が必要でありながら、技能試験や試験所間比較など適切な外部精度管理が実行されていない場合は、当然不適合として是正処置を要求する。

### 7.2 技能試験結果への対応

技能試験に参加した結果について、JCLA の技術審査員が試験技術の信頼性に疑問を生じた時、又は技能試験に適切な参加をしていない場合は、試験所認定センターは是正処置を求める。是正処置が不完全と判断される場合、あるいは上記の不適合が連続して発生する場合には、認定の一時停止若しくは取り消しをすることがある。

なお、試験技術の信頼性に疑問がある場合とは、統計的な評価結果（たとえば、 $z$  スコア）が、JISQ43-1 または JISZ8405:2008（ISO/IEC13258:2005）で規定する「不満足」な領域にある事を意味する。

## 8. 記録

技能試験結果の記録は、審査報告書に記録し試験所別ファイルに保管する。